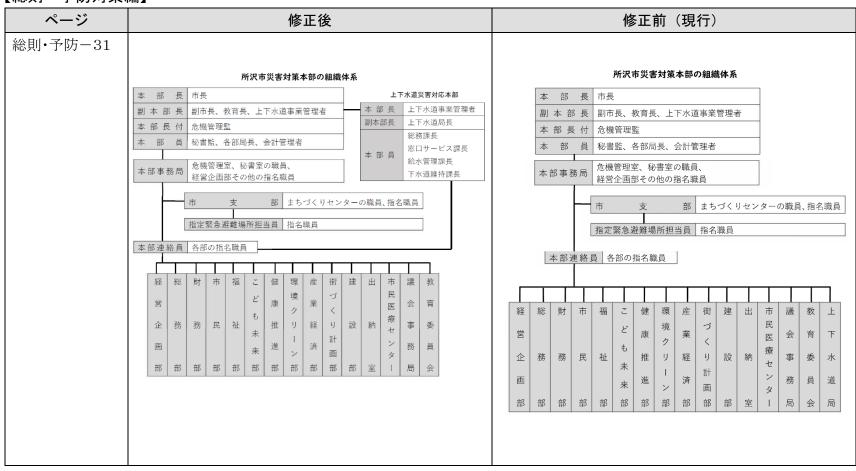
# 所沢市地域防災計画 修正箇所一覧

#### 【総則・予防対策編】



総則・予防-31	所沢市災害対策	<b>食本部の構成と機能・職務</b>			所沢市災害対策本部の構成と機能・職務			
	本部連絡員	本部員の命を受け、本部事務局及び部内各課との連絡調整を行う。			本部連絡員 本部員の命を受け、本部事務局及び音との連絡調整を行う。		本部員の命を受け、本部事務局及び部内各課との連絡調整を行う。	
	上下水道災害 対応本部	飲料水及び生活用水の確保、応急給水、上下 水道施設の応急復旧等を行う。災害対策本部と 常に連携し、情報共有を図る。			支	部	各まちづくりセンターに設置し、まちづくりセンター所管区域内の情報収集、自主防災会、自治会・町内会との連絡調整、避難所運営支援等を	
	支 部	各まちづくりセンターに設置し、まちづくりセンター所管区域内の情報収集、自主防災会、自治会・町内会との連絡調整、避難所運営支援等を行う。					行う。	
総則・予防-35	表の【部名】の欄				表の【部	3名』の	┪	
		【部名】 (◎部長、○副部長) 【上下水道対災害応本部】 ◎上下水道事業管理者 ○上下水道局長				[_ ©	【部名】 ②部長、○副部長) 上下水道局】 ②上下水道局長 ②上下水道局次長	

総則・予防-64	5 廃棄物 <u>処理</u> の災害予防	5 廃棄物処理処理の災害予防
総則·予防 -80~81	第1 避難行動要支援者の安全対策 1 避難行動要支援者の安全確保	第1 避難行動要支援者の安全対策 1 避難行動要支援者の安全確保
	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~

## 【応急対策・復旧復興編】

ページ	1	<b>修正後</b>	修正前	前(現行)	
応急•復旧−1	平時の部・室・局は、市本	で部設置時の部、 <u>水道本部、</u> 支	【留意事項】中、2の2行目		
	部が所掌する事務につい	て	平時の部・室・局は、市本	部設置時の部、支部が所掌す	
			る事務について		
   応急•復旧-17	【対策項目と実施担当】		【対策項目と実施担当】		
	項目	担当	項目	担当	
	~~~~~~		~~~~~~	~~~~~~	
	第6 上水道施設対策	上下水道災害対応本部	第6 上水道施設対策	上下水道局	
	第7 下水道施設対策	上下水道災害対応本部	第7 下水道施設対策	上下水道局	
応急•復旧−50	1 主要駅周辺による一時	待機場所の確保	1 主要駅周辺による一時	待機場所の確保	
	~~~~~~	~~~~~~~	~~~~~~	~~~~~~~	
	施設名	最寄駅	施設名	最寄駅	
	~~~~~~	~~~~~~~	~~~~~~~	~~~~~~~	
	所沢駅3階通路	所沢駅	所沢駅3階通路	所沢駅	
	長者久保公園	所沢駅			

応急・復旧-51	2 主要駅周辺における一時滞在施設の開設				2 主要駅周辺にお	ける一日	時滞在施設の開設	
	~~~~~	$\sim\sim\sim$	~~~~~~		~~~~~~		~~~~~~	
	施設名		最寄駅		施設名		最寄駅	
	~~~~~	$\sim\sim\sim$	_~~~~~~	_	~~~~~	$\sim \sim \sim \sim$	~~~~~~~	
	所沢市民体育館		<u>所沢駅</u> 、航空公園駅、新所沢駅		所沢市民体育館		航空公園駅、新所沢駅	
	~~~~~~~		~~~~~~~		~~~~~~~		~~~~~~~	
	施設名		最寄駅		施設名		最寄駅	
	$\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$	$\sim\sim\sim$	~~~~~~~		~~~~~	$\sim \sim \sim$	~~~~~~~	
	西武バス研修所		所沢駅		西武バス研修所		所沢駅	
	所沢パークホテル		所沢駅					
応急・復旧−100	【対策項目と実施担	.当】の表	きについて		【対策項目と実施担	当】の表	<b>長について</b>	
	項目		担当		項目		担当	
	~~~~~	~~~	~~~~~~~		~~~~~	~~~	~~~~~~~	
	第2 土砂災害対策 危機管理 備事務局		理室、街づくり計画部、川越県土整		第2 土砂災害対策	環境クリ	リーン部、川越県土整備事務所	
			折		~~~~~	$\sim\sim\sim$	~~~~~~	
	~~~~~	~~~	~~~~~~~	_				

応急	•復	H-	- 1	()	•

### 第2 土砂災害対策

#### 1 土砂災害警戒区域の警戒

土砂災害警戒情報等が発表されたとき、市(<u>危機管理</u>室・街づくり計画部)は~~~

#### 2 二次災害等の防止

斜面の亀裂や一部崩落等が発生した場合、市(<u>危機管</u>理室・街づくり計画部)は~~~

#### 第2 土砂災害対策

#### 1 土砂災害警戒区域の警戒

土砂災害警戒情報等が発表されたとき、市(<u>環境クリー</u>ン部)は~~~~

#### 2 二次災害等の防止

斜面の亀裂や一部崩落等が発生した場合、市(<u>環境クリ</u>ーン部)は~~~~

## 【資料編・用語集】

ページ			修正後			修正前(現行)					
資料編•		<b>第11 生活支援等</b> 5 被災届出証明書 <u>交付申請書</u>						第11 生活支援等			
用語集目次	Э	(放火)	庙口証奶者 <u>父刊 甲謂者</u>			Э	(放火)	届出証明書			
資料編	3	f沢市D	方災会議委員名簿			3	ī沢市I	方災会議委員名簿 			
-4		(令和6年3月末現在)					( <u>令和5年3月15日現在</u> )				
資料編 -5	3	3 所沢市防災会議委員名簿						3 所沢市防災会議委員名簿			
		区分	選出区分(機関名)	職名			区分	選出区分(機関名)	職名		
	$\sim\sim$	~~~	-~~~~~~~~~	~~~	_	$\sim$	~~~	~~~~~~~~~	~~~~		
	41	~~	(一社)埼玉県エルピーガス協会所沢支部)	支部長		41	~~	(一社)埼玉県 <u>LPガス</u> 協会所沢支部)	支部長		
	$\sim \sim$ 45	~~	アーペーペーペーペーペーペーペー 所沢市自治連合会	<u>監事</u>		$\begin{array}{ c c } \sim \sim \\ \hline 45 \\ \hline \end{array}$	~~	アーマーマー ディア・ディー ディア・ディー ディア・ディー ディー ディー・ディー ディー・ディー ディー・ディー アーマー・ディー ディー・ディー アー・ディー ア	副会長		
	$\sim \sim$ 48	~~	所沢市男女共同参画審議会	~~~~ <u>委員</u>		$\sim \sim$ 48	~~	ゲーマーマーマー	副会長		
	<u>49</u>	~~	(一社)所沢市薬剤師会	会長	_						

資料編	所沢市災害対策本部条例	所沢市災害対策本部条例
-18	(部)	(部)
	第3条 略	第3条 略
	(上下水道災害対応本部)	
	第4条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、前条に規定する	
	部のほか、災害対策本部に上下水道災害対応本部を置くことが	
	<u>できる。</u>	
	2 上下水道災害対応本部に上下水道災害対応本部長及び上下水	
	道災害対応本部員を置き、災害対策本部長が指名する。	
	3 上下水道災害対応本部長は、上下水道対応本部の事務を掌理	
	<u>する。</u>	
	(災害対策支部)	(災害対策支部)
	<u>第5条</u> 略	<u>第4条</u> 略
	(現地災害対策本部)	(現地災害対策本部)
	第6条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部	第5条
	に現地災害対策本部を置くことができる。	
	<u>2</u> 略	略
	<u>3</u> 略	<u>3</u> 略
	(その他)	(その他)
	<u>第7条</u> 略	<u>第6条</u> 略

資料編 所沢市災害対策本部要綱

 $-19 \sim$ 

29

目次

第1章・第2章 略

第3章 部及び上下水道災害対応本部並びに災害対策支部

第1節 略

第2節 上下水道災害対応本部(第9条・第10条)

第3節 災害対策支部(第11条—第15条)

第4章 災害対策活動(第16条—第19条)

第5章 雑則 (第20条)

附則

(趣旨)

第1条 この要綱は、所沢市災害対策本部条例(昭和38年告示第|第1条 この要綱は、所沢市災害対策本部条例(昭和38年告示第 部」という。) に関し必要な事項を定めるものとする。

第3章 部及び上下水道災害対応本部並びに災害対策支部 第1節 部

(部の運営)

第8条 略

第2節 上下水道災害対応本部

(上下水道災害対応本部の組織及び職制)

第9条 上下水道に係る災害予防及び災害応急対策の業務を実施

所沢市災害対策本部要綱

目次

第1章・第2章 略

第3章 部及び災害対策支部

第1節 略

第2節 災害対策支部(第9条—第13条)

第4章 災害対策活動(第14条—第17条)

第5章 雑則 (第18条)

附則

(趣旨)

149 号) 第7条の規定に基づき、所沢市災害対策本部(以下「本│149 号) 第6条の規定に基づき、所沢市災害対策本部(以下「本部」 という。) に関し必要な事項を定めるものとする。

第3章 部及び災害対策支部

第1節 部

(部の運営)

第8条 略

させるため、別表第2の構成の欄に掲げる課の職員をもって組織し、同表の分担業務の欄に掲げる業務を分担させるものとする。

- 2 上下水道災害対応本部に上下水道災害対応本部長(以下「上下水道本部長」という。)及び上下水道災害対応副本部長(以下「上下水道副本部長」という。)を置き、原則として、それぞれ別表第2の上下水道本部長及び上下水道副本部長の欄に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 上下水道本部長は、本部長の命を受け、上下水道本部の業務 を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 4 上下水道副本部長は、上下水道本部長を補佐し、所属職員を 指揮監督し、上下水道本部長に事故があるときは、別に定める 順位により、その職務を代理する。

(上下水道災害対応本部の運営)

- 第10条 前条に定めるもののほか、上下水道災害対応本部の運営 に関し必要な事項は、上下水道本部長が定める。
- 第3節 災害対策支部

(災害対策支部の設置等)

第11条 災害予防及び災害応急対策の効果的な実施を図るため、 別表第3の災害対策支部名の欄に掲げる災害対策支部(以下「支 部」という。)を同表の設置場所の欄に掲げる事務所に置き、そ の担当する区域は、同表の担当区域の欄に掲げる区域とする。

2 · 3 略

## 第2節 災害対策支部

(災害対策支部の設置等)

第9条 災害予防及び災害応急対策の効果的な実施を図るため、 別表第2の災害対策支部名の欄に掲げる災害対策支部(以下「支部」という。)を同表の設置場所の欄に掲げる事務所に置き、その 担当する区域は、同表の担当区域の欄に掲げる区域とする。

2 • 3 略

(支部の職制等)

第12条 略

(支部の所掌事務)

第13条 略

2 支部の班及び分担業務は、別表第4のとおりとする。

(災害対策支部会議)

第14条 略

(支部の運営)

第15条 略

(体制の配備基準及び活動内容等)

第16条 略

(動員計画)

第17条 職員の動員計画については、部長に充てられる者及び上 第15条 職員の動員計画については、部長に充てられる者が、前 表第7に掲げる基準に従って定めるものとする。

2 略

(初動要員)

第18条 略

(非常参集)

第19条 略

(その他)

第20条 略

(支部の職制等)

第10条 略

(支部の所掌事務)

第11条 略

2 支部の班及び分担業務は、別表第3のとおりとする。

(災害対策支部会議)

第12条 略

(支部の運営)

第13条 略

(体制の配備基準及び活動内容等)

第14条 略

(動員計画)

下水道本部長が、前条の体制ごとに別表第5、別表第6及び別 | 条の体制ごとに別表第4及び別表第5に掲げる基準に従って定め るものとする。

2 略

(初動要員)

第16条 略

(非常参集)

第17条 略

(その他)

第18条 略

	(역7夕明6)
別表第1	(第7条関係)

災害	部の構	部長	副部長	分担業務
対策	成			
本部				
の部				
略				
教育	教育委	教育総	学校教	・教育施設の被災状況の情報収
委員	員会事	務部長	育部長	集及び対策に関すること。
会	務局に		教育総	・指定避難所の施設管理に関す
	属する		務部次	ること。
	課		長	・応急教育に関すること。
	所沢図		学校教	・臨時離着陸場の開設に関する
	書館		育部次	こと。
	教育セ		長	・文化財の保護に関すること。
	ンター			・児童生徒の安全の確保に関す
	各小学			ること。
	校			・学校給食施設及び設備の被害
	各中学			状況の調査及び炊き出しに関
	校			すること。

別表第1 (第7条関係)

災害	部の構	部長	副部長	分担業務
対策	成			
本部				
の部				
略				
教育	教育委	教育総	学校教	<ul><li>教育施設の被災状況の情報収</li></ul>
委員	員会事	務部長	育部長	集及び対策に関すること。
会	務局に		教育総	・指定避難所の施設管理に関す
	属する		務部次	ること。
	課		長	・応急教育に関すること。
	所沢図		学校教	・臨時離着陸場の開設に関する
	書館		育部次	こと。
	教育セ		長	・文化財の保護に関すること。
	ンター			・児童生徒の安全の確保に関す
	各小学			ること。
	校			・学校給食施設及び設備の被害
	各中学			状況の調査及び炊き出しに関
	校			すること。
上下	局に属	上下水	上下水	・上下水道局の活動全般に関す
水道	する課	道局長	道局次	<u>ること。</u>
局			<u>長</u>	・上下水道関係機関との連絡調
				整に関すること。

## 別表第2 (第9条関係)

名称	構成	上下水	上下水	分担業務
		道本部	道副本	
		長	部長	
上下水	上下水	上下水	上下水	・上下水道局の活動
道災害	道局に	道事業	道局長	全般に関するこ
対応本	属する	管理者	上下水	と。
部	課		道局次	・上下水道関係機関
			長	との連絡調整に関

・上下水道関係機関に対する応
援要請に関すること。
・上下水道の被害状況の収集に
関すること。
・上下水道の物品及び資機材の
確保及び調達に関すること。
・飲料水及び生活用水の確保に
関すること。
・水道施設の応急復旧に関する
<u>こと。</u>
・応急給水に関すること。
<ul><li>下水道施設の応急復旧に関す</li></ul>

<u>ること。</u>

		すること。
		, -
		<ul><li>上下水道関係機関</li></ul>
		に対する応援要請
		に関すること。
		・上下水道の被害状
		況の収集に関する
		こと。
		・上下水道の物品及
		び資機材の確保及
		び調達に関するこ
		と。
		<ul><li>飲料水及び生活用</li></ul>
		水の確保に関する
		こと。
		・水道施設の応急復
		旧に関すること。
		・応急給水に関する
		こと。
		・下水道施設の応急
		復旧に関するこ
		と。

#### 別表第3 (第11条関係)

災害対策支部の設置場所及び担当区域

略

#### 別表第4(第13条関係)

災害対策支部の班及び分担業務

略

#### 別表第5 (第17条関係)

職員<u>(上下水道災害対応本部職員を除く。)</u>の動員基準(地震発生時)

災害	部の	初	情報	警戒体制		非常
対策	構成	動	収集	第1配備 第2配備		体制
本部		要	体制			
の部		員				
略						略
福祉	部に	9	_	部長(相当職を含	同左	
部	属す			<b>む。</b> )		
	る課			次長(相当職を含		
	地域			む。)		
	福祉			課長(相当職を含		
	セン			む。)		
	ター			課長が必要と認める		
				人員		

#### 別表第2(第9条関係)

災害対策支部の設置場所及び担当区域

略

### 別表第3(第11条関係)

災害対策支部の班及び分担業務

略

#### 別表第4 (第15条関係)

職員の動員基準(地震発生時)

災害	部の	初	情報	警戒体制		非常
対策	構成	動	収集	第1配備	第2配備	体制
本部		要	体制			
の部		員				
略						略
福祉	部に	9	_	部長(相当職を含	同左	
部	属す			む。)	課に属す	
	る課			次長(相当職を含	る機関及	
	地域			む。)	び施設	
	福祉			課長(相当職を含	(老人福	
	セン			む。)	祉センタ	
	ター			課に属する機関及び	<u>一及び老</u>	
				施設(老人福祉セン	人憩の家	
				ター及び老人憩の家	<u>に限</u>	

略					
産業	部に	2	_	部長(相当職を含	同左
経済	属す			む。)	事務局次
部	る課			次長(相当職を含	長が必要
	農業			む。)	と求める
	委員			課長(相当職を含	人員
	会事			<b>む。</b> )	
	務局			課長が必要と認める	
				人員	
				事務局長	
				事務局次長	

				<u>を除く。)の長</u>	<u>る。)の</u>
				課長並びに課に属す	<u>長</u>
				る機関及び施設(老	課長並び
				人福祉センター及び	に課に属
				老人憩の家を除	<u>する機関</u>
				<u>く。)の長</u> が必要と	及び施設
				認める人員	<u>が必要と</u>
					<u>認める人</u>
					<u>員</u>
略					
産業	部に	2	_	部長(相当職を含	同左
経済	属す			む。)	事務局次
部	る課			次長(相当職を含	長が必要
	農業			む。)	と求める
	委員			課長(相当職を含	人員
	会事			む。)	
	務局			課に属する機関及び	
				施設の長	
				課長並びに課に属す	
				る機関及び施設の長	
				が必要と認める人員	
				事務局長	
				事務局次長	

略					
教育	教育	5	_	部長(相当職を含	同左
委員	<u>委員</u>			む。)	課に属す
会	会事			次長(相当職を含	る機関及
	<u>務局</u>			む。)	び施設
	に属			課長(相当職を含	(埋蔵文
	する			む。)	化財調査
	課			課に属する機関及び	センター
	所沢			施設(埋蔵文化財調	及び視聴
	図書			査センター及び視聴	覚センタ
	館			覚センターを除	ーに限
	教育			く。)の長	る。)の
	セン			課長並びに課に属す	長
	ター			る機関及び施設(埋	課長並び
	各小			蔵文化財調査センタ	に課に属
	学校			一及び視聴覚センタ	する機関
	各中			ーを除く。)の長が	及び施設
	学校			必要と認める人員	が必要と
					認める人
					員

備考 略

略					
教育	教育	5	_	部長(相当職を含	同左
委員	委員			む。)	課に属す
会	会局			次長(相当職を含	る機関及
	に属			む。)	び施設
	する			課長(相当職を含	(埋蔵文
	課			む。)	化財調査
	所沢			課に属する機関及び	センター
	図書			施設(埋蔵文化財調	及び視聴
	館			査センター及び視聴	覚センタ
	教育			覚センターを除	ーに限
	セン			く。)の長	る。)の
	ター			課長並びに課に属す	長
	各小			る機関及び施設(埋	課長並び
	学校			蔵文化財調査センタ	に課に属
	各中			一及び視聴覚センタ	する機関
	学校			ーを除く。)の長が	及び施設
				必要と認める人員	が必要と
					認める人
					員
上下	局に	_		部長(相当職を含	上下水道
<u>水道</u>	<u>属す</u>			<u>t.</u> )	<u>局に属す</u>
<u>局</u>	る課			次長 (相当職を含	る全職員

別表第6(第17条関係)

上下水道災害対応本部職員の動員基準(地震発生時)

名称	構成	初動	情報	警戒	体制	非常
		要員	収集	第1配備	第2配備	体制
			体制			
上下	上下	_		上下水道事	上下水道局	上下
水道	水道			業管理者	に属する全	水道
災害	局に			局長(相当	職員	局に
対応	属す			職を含む。)		属す
本部	る課			次長(相当		る全
				職を含む。)		職員

		む。)	
		<del>3。/-</del>  課長(相当職を含	
		む。)	
		課に属する機関及び	
		施設の長	
		課長並びに課に属す	
		る機関及び施設の長	
		が必要と認める人員	
		上下水道事業管理者	
		が必要と認める人員	
tt. I.a			

備考 略

				課長(相	平		
				職を含む			
				課に属す	る		
				機関及び	施		
				設の長			
				課長並び	12		
				課に属す	る		
				機関及び	施		
				設の長が	必		
				要と認め	る		
				人員			
		備考 この	表の警戒	体制の欄に掲げる	職は、上下水道局	易におけ	
	3	職とする。					
	<u>另</u>	表第7 (第	17 条関係	<u> </u>			別表第5 (第15条関係)_
		職員の動員	基準(そ	の他の災害(風水	害当) 発生時)		職員の動員基準(その他の災害(風水害当)発生時)
	備	考 略					備考略
		附則					
		この要綱は、令和6年6月20日から施行する。			施行する。		
資料約	扁 彦	沢市災害対	策本部運	営要領			所沢市災害対策本部運営要領
-30	3						
1							
		(部及び上下水道災害対応本部の運営に必要な事項)					(部の運営に必要な事項)
	第	32条 要綱	第8条 <u>及</u>	び第 10 条に定め	る部の運営に必要	要な事項	第2条 要綱第8条に定める部の運営に必要な事項は、次のとお

は、次のとおりとする。

- (1) 部及び上下水道対応本部の災害応急対策の業務活動に必要な ↓(1) 部の災害応急対策の業務活動に必要な組織の編成 組織の編成
- (2) 略
- (3) その他部長及び上下水道災害対応本部長が必要と認める事項
- 第3条 要綱第16条の規定による執るべき体制及び配備につい 第3条 要綱第14条の規定による執るべき体制及び配備につい ては、危機管理監が、副市長の指示を受け、市長の承認を得て 行うものとする。

(部長及び上下水道対応本部長の職務代理者の順位)

第9条 要綱第7条第4項及び第9条第4項に定める部長及び上 下水道災害対応本部長の職務を代理する職の順位は、別に定め る。

(災害対策支部支部長職務代理者の順位)

第10条 要綱第12条第3項に定める災害対策支部支部長を代理 する災害対策支部副支部長及び同条第4項に定める災害対策支 部班長の順位は、同条第1項の規定に基づき市長が指名する際 に定める。

(動員計画の整備)

第11条 要綱第17条第1項に定める職員動員計画には、配備す る職員の人数及び連絡方法についても明らかにしておくもの とする。

りとする。

- (2) 略
- (3) その他部長が必要と認める事項
- ては、危機管理監が、副市長の指示を受け、市長の承認を得て 行うものとする。

(部長職務代理者の順位)

第9条 要綱第7条第4項に定める部長の職務を代理する職の順 位は、別に定める。

(災害対策支部支部長職務代理者の順位)

第10条 要綱第10条第3項に定める災害対策支部支部長を代理 する災害対策支部副支部長及び同条第4項に定める災害対策支 部班長の順位は、同条第1項の規定に基づき市長が指名する際 に定める。

(動員計画の整備)

第11条 要綱第15条第1項に定める職員動員計画には、配備す る職員の人数及び連絡方法についても明らかにしておくもの とする。

#### 資料編

#### 第4 応援協力

#### -51

### 1 災害時応援協定一覧

No.	協定の名称	締結年月日	締結先	締結内容					
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~									

112	~~~~	~~~~	~~~~	~~~~~
113	災害時における 福祉避難所施設 利用に関する協 定	令和5年 7月20日	社会福祉法人藤の実会ぷらす	避難所における混雑 状況の発信
114	帰宅困難者の連 携協力に関する 協定	令和5年 11月1日	有限会社アトム開発	大規模な地震等の 際、公共交通機関が 運行停止等による帰 宅困難者に対して、 一時滞在施設などの 提供
115	災害時における 支援物資の受入 及び配送等に関 する協定	令和6年 3月27日	佐川急便株 式会社	災害時の支援物資 の受入及び配送協 力

### 第4 応援協力

#### 1 災害時応援協定一覧

No.	協定の名称	締結年月日	締結先	締結内容
$\sim \overline{\sim}$	~~~~	$\sim \sim \sim \sim \sim$	$\sim \sim \sqrt{\sim} \sim \sim 10^{-3}$	~~~~
112	~~~~	~~~~	~~~~	~~~~~

### 資料編 災害派遣手当等の額に関する条例

-52

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(平成25年政令第122 号)第4条の5の規定により災害対策基本法施行令第19条の規定の例 によることとされる条例で定める特定新型インフルエンザ等対策派遣手 当の額は、

災害派遣手当等の額に関する条例

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(平成25年政令第122 号)第10条の規定により災害対策基本法施行令第19条の規定の例に よることとされる条例で定める新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当 の額は、

資料編 -66	第8避難場所等 1指定緊急避難場所・指定避難場所一覧のうち、松井地区の「下安松中新井会館」については、土砂災害の対象世帯が転居したことから、実質的に避難所として位置付ける必要がなくなったため、一覧から削除する。	地区   施設名   指定緊急避難場所
資料編 -76	3 緊急遮断弁付受水槽設置場所の「全量」の欄、4 耐震性貯水槽設置場所の「容量」の欄、5 補水施設の「容量」の欄の単位 <u>m</u> <sup>3</sup>	3 緊急遮断弁付受水槽設置場所の「全量」の欄、4耐震性貯水槽設置場所の「容量」の欄、5補水施設の「容量」の欄の単位 <u>m</u> <sup>2</sup>
資料編 -84	表の"救助の種類"のうち"実費弁償"の欄の"費用の限度額"について 検査技師 16,600 円以内	表の"救助の種類"のうち"実費弁償"の欄の"費用の限度額"について 検査技師 16,600 百円以内
資料編 -89	5 被災届出書 被災届出証明書交付申請書 (以下、申請書の書式内容を変更)	5 被災届出書

資料編	2浸水想定区	域•七砂災害	警戒区域にかれ	かる要酢	己盧者利用施	設一覧			T		1	
-107			者施設地域密見				施	設名	所在地	浸水	土砂	
101			」 <u>'一所沢</u> 」につい				高齢者施設 地域密着型通所介護					
	覧から削除す		<u>/////</u> _(C ) (	CIADE	,c., 71c/c.	ν <b>ο \</b>	アイリスリハビリトレー	ーニングセンター所沢	御幸町 5-8	•		$\sim$ $\sim$ $\sim$
	254 -5111by )	<b>少</b> ₀					~~~~~	~~~~	~~~~~	~~~	•	
資料編	福祉部担当施	i設			福祉部担当施設							
-110	施言	<b>党名</b>	所在地	浸水	土砂		施言	<b>没名</b>	所在地	浸水	土砂	
	高齢者施設 特	高齢者施設 特定施設入居者生活介護		高齢者施設 地	高齡者施設 地域密着型特定施設入居者生活介護							
	プランシエール所沢	Į.	御幸町 5-15	•			プランシエール所派	5	御幸町 5-15	<u>•</u>		
	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~	~~~		~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~	~~~	
	ケアハウス狭山ヶ丘	ì	神米金 505-1				飛鳥野の森		神米金 505-1			
	高齢者施設 地	域密着型特定旅	<b></b> <u></u> <u></u> <u></u> <u></u> <u></u> <u></u> <u></u> <u></u> <u></u> <u></u>	護			~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~	~~~	
	飛鳥野の森		神米金 505-1				ケアハウス狭山ヶ丘	î.	神米金 505-1			
資料編	こども未来部技	旦当施設 					こども未来部	担当施設				
-111	施設名	所	在地	浸水	土砂		施設名	所	在地	浸水	土砂	
	認可保育施設	保育所					認可保育施設	保育所				
	吾妻保育園	久米2217		<u>•</u>			吾妻保育園	久米2217				
	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~	$\sim\sim\sim$		~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~	$\sim \sim \sim$	

	所在地	浸水	土砂	施設名	所在地	浸水	土砂
新所沢清和病院保育室	神米金 141-3			新所沢清和病院保育室	神米金 141-3		
~~~~~~	~~~~~	~~~~	~~~	~~~~~~	~~~~~~	~~~~	~~~
なのはな保育園	中富 1865-1			なのはな保育園	中富 1865-1		
認可外保育施設等		<u>'</u>		ポーニング所沢事業所事	松郷 151-30	•	
ポーニング所沢事業所事	松郷 151-30	•		業所内託児室			
業所内託児室							